

鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例

鎌倉市総務部財政課担当係長（前市民生活部観光課担当係長）

中澤 準

神奈川県鎌倉市は、「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」を制定した（条例第31号として、平成31年3月25日公布、同年4月1日施行）。

ハイキングコースでのトレイルランや踏切近くの公道上での写真撮影、繁華街での食べ歩きなど、他の人に迷惑が掛かるおそれのある行為を抑制し、マナーの向上を促す条例で、罰則規定はないが、「成熟した観光都市」を目指し、広範な分野で事業者、観光客にマナー向上の努力を求めているのが特徴。公共の場所全般を対象に迷惑行為を具体的に挙げ、観光客に協力を求めるのは全国的にも珍しい。

1 条例制定に至った背景と経緯

「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」の制定への動きが始まった背景には、「トレイルラン¹」規制の条例化についての陳情²が平成26年2月定例会で採択されたことが挙げられます。

この陳情は、本市のハイキングコースにおけるトレイルランニング愛好家の増加に伴い、ハイカーが接触による滑落、転倒事故等の危険にさらされているとして、ハイキングコースにおける走行の全面禁止、ランナー専用道の新設などを求めたもので、平成26年2月定例会で採択されました。

本市では従来から、①北鎌倉にある建長寺

と覚園寺、瑞泉寺といった名刹をつなぎ、晴れた日には素晴らしい眺望が望める天園ハイキングコース、②鎌倉大仏で有名な高徳院と縁結びで人気の葛原岡神社や、銭洗弁天、北鎌倉の浄智寺を結ぶ葛原岡・大仏ハイキングコース、③JR鎌倉駅から最も近く、最も短いコースでもあり、見晴台からは見事な海の眺望を楽しめる祇園山ハイキングコースの三つのハイキングコースを紹介してきました。これらのハイキングコースは、そのアクセスのしやすさや、鎌倉の豊かな自然と、起伏ある地形を象徴する山道を体験できることから、現在も観光客を始めとする多くの方々に

お越しいただいています。

陳情が採択される以前から、本市のハイキングコースにおいてもトレイルランナーが散見されるようになり、狭い道幅のコース内で歩行者と走ってすれ違うなど、歩行者が危険と感ずる行為がハイカーから報告されるようになりました。

しかし、陳情採択となったものの、すぐに条例化の動きは取りませんでした。

というのも、「トレイルラン愛好団体から「歩く人に出会ったら歩く人になろう」という自主ルールを設け、周知活動に努めること」でトレイルランナーのマナー向上を図るので、一定期間経過後の自主ルールの遵守状況を見て

ほしいという希望があったことから、陳情提出団体とも協議の上、約1年間の経過を観察することとなりました。

この1年の間、市内のトレイルランナーを中心とした方々には自主ルールが浸透していく一方で、市内のトレイルラン愛好団体に属さない方や市外から訪れるトレイルランナーに自主ルールが十分に知られず、自主ルールの周知には様々な課題があることが分かりました。

この経過や、ハイキング愛好団体、トレイルラン愛好団体と協議、意見交換を踏まえ、ハイキングコースにおける「禁止」や「規制」を前提とした条例案を本市の顧問弁護士の見解を確認しながら、検討することとなりました。

しかしながら、「禁止」や「規制」を行う条例を制定しても、そのエリアが広範囲にわたり監視が困難であることから条例の実効性を担保することができないため、「禁止」や「規制」を目的とした条例の制定は妥当ではないと判断しました。

これらの経過について、ハイキング愛好団体、トレイルラン愛好団体だけでなく、ハイキングコースに係る団体とも情報共有を行い、条例化に向けた動きの共有に努めてきました。

顧問弁護士への相談や陳情提出団体との協

議の中で、特定の場所を対象とするのではなく、「行為」に着目した、ハイキングコースを含む市内全域に適用するマナー遵守を促す条例の制定であれば、実現可能性があると判断しました。

その一方で、街中では混雑時に歩きながら食べることで他者の衣類を汚してしまうおそれのある行為や自動車が行き交う道路の上での撮影行為など、ハイキングコース以外でも様々な場面でマナーの呼び掛けが必要となってきた状況でした。

こうした状況を踏まえ、「鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例（案）」を策定し、平成30年12月にパブリックコメントを実施、意見を集約した「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例（案）」をまとめ、平成31年の市議会2月定例会に提案、3月22日に可決され、4月1日に施行しました。

2 条例の内容・設計の解説

本市には例年7月1日から8月31日まで開設している海水浴場において禁止行為を規定している「鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例」があり、他自治体で策定されている条例と併せて参考としました。

条例については、規制や禁止ではなく、理念を掲げた条例という位置付けであること

や、人によって捉え方が異なる表現が使われていることから、条例施行に当たっては、解説を付した形で施行することとしました。

① 条例の名称

禁止や規制を前提とせずに、本市で過ごされる観光客を含む滞在者、市民及び事業者に対して、公共の場所において遵守いただきたいマナーの呼び掛けを行うことから、「公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」としました。解説の中で、マナーの定義については、「他者に不要な不快感を引き起こさない所作や振る舞いを心掛けること」としました。

② 目的、理念

市内の公共の場所におけるマナー向上による良好な環境の保全及び市民等の快適な生活環境の保持を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を図るものとなりました。

平成28年度から平成37年度（令和7年度）までの10年間の本市の観光分野の計画である第3期鎌倉市観光基本計画では、「誰もが住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市」を目指すことを基本理念として掲げており、本条例でも、マナーの向上

を通じてあらゆる主体が連携・協力して、成熟した観光都市を目指すことを基本理念としています。

③市の責務

本市の責務として、公共の場所における迷惑行為の未然防止に努めるとともに、マナーの向上を推進するため、市民、事業者及び滞在者等に対する意識の啓発を図り、必要な施策を実施するものとしています。

市は、必要な施策として、例えば、SNSによる情報発信や看板の設置等を実施していくことをここで示しています。

④市民及び滞在者等の責務

条例の用語定義で規定する公共の場所における迷惑行為（他の法令の規定により禁止されている行為を除く。以下同じ。）を行わないように努めるとともに、マナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう努めるものとするを責務として定めています。

既に市民は自ら良好な環境の保全及び快適な生活環境の保持を目的としてマナーに配慮していることを認識しているものの、事業者、滞在者等も含め、改めて条文の中で、鎌倉市に關わる全ての人の責務を明記することで、「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成

熟した観光都市の実現を図るものです。

また、「（他の法令の規定により禁止されている行為を除く。以下同じ。）」とは、例えば、道路交通法（第76条第4項第2号）では、道路において交通の妨害となるような方法で立ち止まっていることが禁止されており、このことについては本条例の中の迷惑行為に該当していません。法律で禁止されている行為であり、行わないように努めるものではなくやっではない行為であるため、行わないように努める行為から他の法令の規定により禁止されている行為を除くこととしています。

⑤事業者の責務

事業者の責務として、事業活動を行う地域その他の地域の公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上に努めるとともに、従業員に対する意識の啓発に努め、市の施策に協力することを規定しています。

⑥迷惑行為

条例の中で迷惑行為として規定するのは、土地所有者、管理者その他の許可の権限を有する者の許可無く行う行為と、許可の有無に關係なく迷惑行為と規定する二つのがあります。

1) 車道において、立ち止まる等車両の通行の

妨げになるような方法で撮影を行うこと

道路交通法上、道路において交通の妨害となるような方法で立ち止まっていることが禁止されているものの、現在、多くの方々から指摘のある鎌倉高校前駅付近の撮影行為を念頭に置き、「立ち止まる等車両の通行の妨げになるような方法で撮影を行うこと」を迷惑行為としています。

(2) 線路の周辺等危険な場所で撮影を行うこと
線路に身を乗り出したり、車道に身を乗り出したりした撮影を想定しています。

(3) 山道等通行の用に供された場所から、その場所の外へ立ち入ること
従来から人が通過する道や通路として使

われてきた山道やハイキングコースであれば、コースを外れた場所に進入することで、植物を傷つけてしまうことや、個人宅の庭に入ってしまうことを想定しています。

(4) むやみに竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること
許可無く植物等を伐採する行為を想定しています。

(5) 広場又は山道等において、草木その他の燃焼のおそれのある物の付近で火気を使用すること
火災の危険性があるような場所での火気の使用を想定しています。

火災の危険性があるような場所での火気の使用を想定しています。

(6) 誤った情報を表示し、又は他者の通行に支障を及ぼすような看板を設置すること

誤った方向に誘導する看板や誤った情報を掲載している看板の設置を想定しています。また、通行に支障を及ぼすような看板

については、例えば、歩道に土地所有者や管理者の許可なく設置された看板を想定しています。

(7) 山道等の狭い場所又は混雑した場所で、走りながら歩行者等を追い越し、若しくはすれ違いを行うこと、又は競技会等を開催すること

文言については次のように整理しています。

・「山道等」とは山道のほか、街中の路地も想定しています。

・「狭い場所」とは、おおむね成人の人がすれ違える程度の幅以下の場所を想定しています。

・「混雑した場所」とは、人と人が接触してしまうほどあるいはそれに近い状態の場所を想定しています。

・「競技会等」については、競技会のほか、講習会や練習会という名目で時間を競うものも含まれます。

・「歩行者等」については、歩行者のほか、立ち止まって休憩されている方や作業を

されている方を含みます。

また、たとえ許可があったとしても第三者に不利益が発生するおそれがあることから、次の行為については、許可の有無に関係なく迷惑行為として規定しています。

(1) 山道等の狭い場所又は混雑した場所へ、自転車又はバイク等の車両により歩行者に危害を及ぼすような乗り入れを行うこと

例えば、見通しの悪い山道等の下り坂で、歩行者がいるような場所を走り下りるといった他者への配慮を欠いた乗り入れは、怪我や重大な事故につながりかねないことから、迷惑行為として考えています。

(2) 狭い場所又は混雑した場所で、歩行しながら飲食を行う等他者の衣類を汚損するおそれのある行為をすること

人と人が接触してしまうほどあるいはそれに近い状態で歩行しながら飲食すること等により他者の衣類を汚損してしまう可能性を想定しています。

3 条例を基にした（今後想定している）取組

誰もが他者に配慮し、マナーに配慮した行動を取るよう働きかけられるような取組が必要であると考えており、次の取組を継続して実施していく予定です。

マナー啓発ポスター（ハイキングコースに掲示）



- ・ 山道におけるマナー啓発を目的とした看板の設置
- ・ SNSやホームページを使用した情報発信による条例の周知
- ・ 商店街、事業者との連携による、マナーの呼び掛け
- ・ 外国人観光客への条例周知

4 課題と今後の展望

本条例については、ハイキングコースにおけるトレイルランの規制を求める陳情がきっかけとなったものでしたが、マナー啓発が重要なものとして挙げられた街中での迷惑行為に新聞、テレビ、ラジオといったメディアが注目し、「皆でマナーを守って気持ちよく過ごしていきましょう」という趣旨とは反するような形の報じられ方をしてしまいました。

具体的には、春節に多くの外国人が訪れることで鎌倉高校前駅付近の踏切での道路上で撮影が増え、その対策としてマナー条例が出来たという報じられ方や、禁止や規制は一切していないにもかかわらず「鎌倉市で食べ歩き禁止条例」「鎌倉市で食べ歩き規制」などのテロップとともに条例の紹介がされ、市内の店舗や全国各地から、「禁止するのですか」「規制するのですか」といった問合せの対応に追われることとなりました。

各メディアに対しては、禁止や規制ではなく、鎌倉を訪れた方々に気持ちよく過ごしていただくため、皆でマナーを守って過ごしましょうという趣旨で制定していることを強調して伝えるようにしています。

今後の課題としては、このような誤解を持たれた観光客に対する、市内事業者と足並み

をそろえた統一的な対応や、外国人観光客への条例周知があると考えています。

また、今後の展望としては、更に厳しく罰則を設けるという方向ではなく、今回の条例制定により、市民や国内外から多く訪れる観光客の方々が他者に不要な不快感を引き起こさない所作や振る舞いを心掛けるきっかけができ、誰もが住んでよかった、訪れてよかった鎌倉へ近付けられるよう、引き続き施策を展開してまいります。

注

(1) トレイルとは未舗装路のことであり、トレイルランニング(トレイルラン)とは、主に登山道、林道などの未舗装路を走るスポーツのことである。

(2) 条例の解説等については、<https://www.city.kamakurakanagawa.jp/kankou/documents/mannerinstruction.pdf>を参照。

